

3. 細 則

細則Ⅰ. テニス協会のクラブ年会費と会員登録について

1. 本会の事務所

原則として理事長宅とする。

2. クラブ年会費

年会費は次の基準で納める。

各クラブは次の計算基準で算出した年会費（毎年4月から翌年3月迄）を4月15日までに、協会口座に振込みにより納めるものとする。

但し、やむを得なく後期の届出となった会員は9月30日迄に納めるものとする。

① 年会費計算基準＝クラブ会員数×@1000円

② 振込先 埼玉りそな銀行武里支店

口座名 春日部市テニス協会

普通口座番号 No. 3815052

（注）振込料はクラブ負担とする。

3. 会員登録

会員の届出は次により行うものとする。

① 各クラブ理事は会員登録を3月10日までに、後期届出は9月20日までに所属会員を指定様式 of 用紙で名簿管理常務理事に届出するものとする。

上記2回の届出以外は、原則として会員の届出は出来ないものとする。

② 会員の届出は氏名・性別・誕生年・住所・電話番号および県大会予選会に春日部市から出場するか否かを記載するものとする。

③ 新規加入クラブは、6名以上のメンバーをもって入会の申請をするものとする。

④ 新規加入クラブの本会への入会の賛否は常務理事会で決するものとする。

4. 大会出場資格

別に定める「4. 大会参加資格基準」のとおりとする。

5. 会員の名簿

協会は会員名簿を作成し、理事長が管理し必要に応じて関係者に配布する。

但し、この名簿は本協会の事業・事務連絡等に限り使用するものとする。

6. 年会費の使用

使用目的は次のとおりとする。

① 協会運営費（事務費・会議費・事業費・Webサイト管理費・その他雑費等）

② 市民オープンテニスフェスタ補助金

③ 東部郡市及び県都市対抗団体戦参加費（出場選手への手当を含む）

④ 加盟団体への負担金（県テニス協会・関東テニス協会・東部郡市テニス協議会・市体育協会等）

7. 加盟上部団体

